

# 早期経営改善計画策定支援事業

## 「早期経営改善計画策定支援」とは？

外部専門家（認定経営革新等支援機関）の支援を受けつつ、資金繰り計画や採算管理等の基本的な内容の経営改善計画を策定する場合、費用総額の2/3（上限25万円まで※）を支援する事業です。

※内計画策定費用は上限15万円まで

弁護士等に依頼し経営者保証の解除を目指す方には更に10万円を上限として費用の2/3を支援します。

### 特徴

- ①条件変更の金融支援を必要としない、簡潔な計画です。
- ②計画策定から1年後、フォローアップで進捗を確認できます。
- ③計画を策定することで自社の状況を客観的に把握できます。
- ④必要に応じて本格的な経営改善や事業再生の支援策をご紹介します。

### 対象要件

- 現在、中小企業者・小規模事業者が、中小企業活性化協議会を活用し、事業再生計画あるいは経営改善計画等を策定・実施中でないこと。
- 策定された早期経営改善計画を提出した金融機関の受取書が必要（利用申請時に事前相談書発出の金融機関もしくは記名・押印の金融機関のみ）。
- 早期経営改善計画書策定から1年後の決算日に伴走支援が必要（期中は任意）。

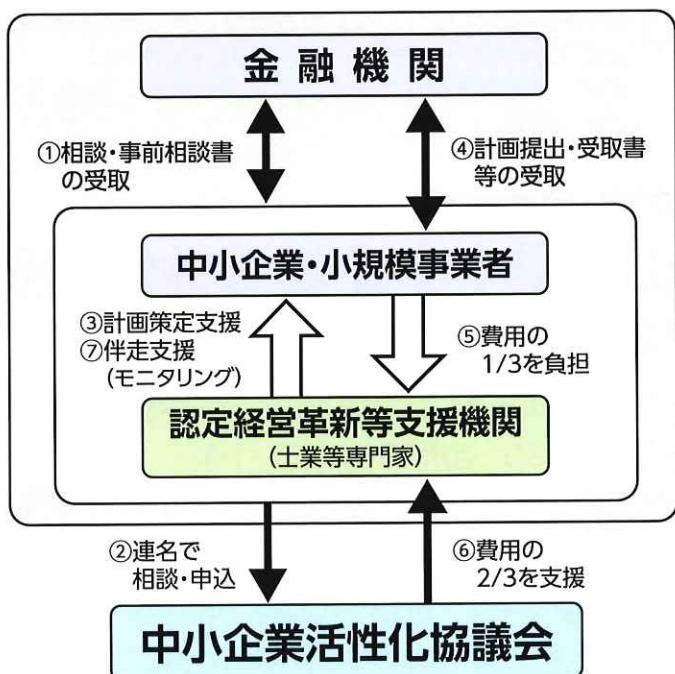


### \*注意事項

- 早期経営改善計画の利用申請は、申請が受理された日から1年で自動失効とする（支払期限）。
- 伴走支援は計画策定後1年を経過した最初の決算時から半年以内を支払期限とする。



### 利用イメージ図



## 申請時の必要書類

## 支払申請時の必要書類

- ①事業利用申請書
- ②申請者の概要
- ③自己記入チェックリスト
- ④業務別見積明細
- ⑤事業者に対する認定支援機関の見積書及び単価表
- ⑥認定支援機関の認定通知書の写し
- ⑦履歴事項全部証明書の原本
- ⑧申請者の直近3年分の申告書の写し
- ⑨金融機関の事前相書面の原本

記入書類

添付書類

- ①支払申請書
- ②早期経営改善計画書
- ③自己記入チェックリスト
- ④業務別見積明細
- ⑤従事時間管理表
- ⑥認定支援機関の請求書
- ⑦申請者による費用負担額(1/3)の銀行振込を示す証憑類
- ⑧申請企業との契約書の写し
- ⑨金融機関の受取書の写し
- ⑩経営改善計画策定支援における着眼点実施確認表

記入書類

添付書類

### これで分かる！経営改善計画(Q&A)

#### Q 1. 早期経営改善計画と経営改善計画の違いはなんですか？

A 1 従来の経営改善計画は金融機関から返済条件を緩和してもらう等の金融支援を受けることを目的として、金融調整を伴う本格的な経営改善計画を作成します。

早期経営改善計画では、金融支援を目的とはせず、早期から自己の経営を見直すための資金実積・計画表やビジネスモデル俯瞰図などの基本的な計画を作成し、金融機関に提出します。

#### Q 2. 早期経営改善計画書を作ると、どのようなメリットがあるんでしょうか？

A 2 以下のようなメリットがあります。

- ①自己の経営の見直しによる経営課題の発見や分析ができます。
- ②資金繰りの把握が容易になります。
- ③事業の将来像について金融機関に知っていただくことができます。

山形県中小企業活性化協議会  
にご相談ください。



#### Q 3. 計画書をどのように作成したらいいか、分かりません。

A 3 まずは最寄りの中小企業活性化協議会にご相談ください。

または、メイン金融機関等にご相談いただき、専門家を紹介していただいたり、知り合いの専門家にご相談いただき、これらの専門家と一緒に作成していただく方法があります。

本制度を活用した場合、その専門家費用の2/3について、国が負担します。

#### Q 4. 本事業を活用して現状分析が重要だと認識しました。さらに分析をしたいのですが、何かツールはありますか？

A 4 是非、ローカルベンチマークを活用してください。

各データを入力することで経営状態を簡単に把握、分析できますので、本事業とあわせてご利用されることをおすすめします。

### お問い合わせ先

## 山形県中小企業活性化協議会 (経営改善計画策定支援担当)

### 公益財団法人 山形県企業振興公社

〒990-8580 山形市城南町1-1-1

霞城セントラル13階 「山形県企業振興公社」内

TEL.023-647-0674 FAX.023-646-7274

■ホームページ <http://www.yenet.or.jp>

■代表メール [saisei@ynet.or.jp](mailto:saisei@ynet.or.jp)

